

令和 8 年 6 月 8 日付け公告の内容

広島県西部農林水産事務所長 和久井 淳一

次の換地計画認可申請については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 第 1 項において準用する同法第 52 条の 2 第 1 項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る換地計画書の写しを次により令和 8 年 6 月 8 日から令和 8 年 6 月 29 日まで縦覧に供する。

事業主体 呉市
地区名 市原
事業名 区画整理事業
縦覧場所 呉市役所

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、広島県西部農林水産事務所長に申し出ることができる。

また、この決定があったことを知った日（広島県西部農林水産事務所長に対して異議の申出をした場合は、当該異議の申出に対する広島県西部農林水産事務所長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。